

研究船利用公募の運営方針

この運営方針は、独立行政法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という。）が運航する研究船の利用公募（以下、「公募」という。）の実施にあたり海洋研究推進委員会と 2 つの専門部会の役割を示すものである。

1. 海洋研究推進委員会（以下、「委員会」という。）

- (1) 委員会として推進すべき研究分野を指針として提示する。平成 26 年度から 30 年度に実施する航海については「海と地球の研究 5 ヶ年指針(平成 25 年度改訂版)」(平成 25 年 6 月策定、以下「5 ヶ年指針」という。)を以てその指針とする。ただし、期中において見直しの必要があれば、委員会は機構と協力して改訂を行う。
- (2) 次年度公募の開始にあたり、公募要領を審議し決定する。
- (3) 「みらい」については主要課題を実施する航海（以下、「主要航海」という。）に対する募集を行うため、機構が選定した主要課題の審議を行う。
- (4) 「みらい」3 年運航計画案の審議を行う。
- (5) 専門部会を経て策定された次年度の研究船運航計画の審議を行う。

2. 海洋研究課題審査部会（以下、「審査部会」という。）

- (1) 公募に応募された研究課題（以下、「応募課題」という。）について、科学的な視点に基づき公平かつ公正に審査する。
- (2) 審査に先立ち審査項目、重み付け、評価ランク等の審査要領を協議の上決定し、それに基づき審査を行う。
- (3) 部会員の採点による審査結果を基にランク分けおよび各応募課題が希望するシップタイムの妥当性についての評価を行う。
- (4) 審査部会における審査結果、ランク分けおよびシップタイム妥当性評価の結果を海洋研究計画調整部会（以下、「調整部会」という。）に通知する。

3. 海洋研究計画調整部会

- (1) 調整部会は、審査部会の審査結果、ランク分け結果およびシップタイムの妥当性評価に基づき、応募課題の採否を含めた効果的かつ合理的な研究船運航計画案を策定する。策定にあたっては、海域の安全性、研究航海の効率性、法令等各種規制、機器等の利用スケジュール等を勘案する。
- (2) 「みらい」運航計画については、主要課題の提案者が、審査部会の結果を踏まえ各主要航海において応募課題をどのように採択するかについての案を作成し、調整部会はその案について審議を行う。また、応募課題に対する 7 日間の調整日数の配分を検討し運航計画案を策定する。

4. 応募課題提案者への通知

- (1) 研究船運航計画案の策定後、すべての応募課題の提案者に対して審査・調整結果に調整理由（部会コメント）を付記して通知する（内示。公募締切後、3ヶ月程度を目途とする）。
- (2) 機構の理事会による承認を経て研究船運航計画が決定した後、年度末までに応募課題の提案者に対し採択・不採択の結果を正式に通知する。

5. 研究航海の実施結果に対する報告・成果公表の確認

- (1) 委員会は、実施された応募課題について、クルーズサマリー等により結果の確認を行う。
- (2) 委員会及び専門部会のメンバーは、機構が開催する「ブルーアースシンポジウム」に出席し、課題提案者および共同研究者等の報告・発表を確認・評価するとともに、次年度の研究船利用公募の運営および課題審査等に反映する。

(参考) 研究船利用公募の流れ

